

災害時等における支援活動に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、中央区内及びその関連する地域において、災害時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、原則として災害時等における支援物資の調達や輸送について、甲の要請に基づき、乙が被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に総合的な支援活動を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、原則として災害対策本部を設置し、乙に対し、別記第1号様式による支援活動要請書により支援活動の実施を要請することができる。ただし、書面により難しい場合は、口頭により要請できるものとし、事後速やかに書面を交付する。

（協力の範囲）

第3条 乙は、前条の甲の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、乙に所属する会員パートナー企業、その従業員等、個々人が持つ専門技能、各種関係団体とのつながり等を活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

- （1） 支援物資等の調達活動及び受付
- （2） 支援物資等の仕分け、輸送及び配給活動
- （3） 物流業を中心とする専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
- （4） 中央区内外で発生した災害に関する情報収集及び双方向の情報交換
- （5） 物資拠点の提供及び運営
- （6） 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議により定めた活動

2 前項各号に掲げる乙の協力に対して、甲は、当該協力に必要な情報の提供、行政機関との調整、広報等を行うものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき、第1項の活動を円滑に実施するため、物資の輸送、荷役作業等に関する専門的な知識を有する者を派遣するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害時等の直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（協力の報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づく支援活動を実施したときは、甲に対して別記第2号様式による支援活動報告書により報告を行うものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協定の普及及び啓発)

第8条 乙は、災害時等の活動を円滑に行うため、平常時から乙に所属する会員パートナー企業及び各種関係団体に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(災害補償)

第9条 第3条第1項各号に掲げる乙の協力に従事した者が、そのため死亡し、又は負傷、傷病若しくは障害の状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が補償する。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲又は乙のいずれからこの協定を解除し、又は変更する意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定についての疑義が生じたときは、甲乙が協議して対応を定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月27日

東京都中央区築地一丁目1番1号

甲 中央区

区 長 山本 泰人

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階

乙 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

理 事 長 和佐見 勝